

10月から窓口が変わります

■日曜窓口を廃止し、コンビニ交付サービスと水曜夜間窓口を始めます。

コンビニ交付サービスの導入に伴い、日曜窓口は水曜夜間窓口に移行します。コンビニ交付と合わせてご利用ください。

● 市役所の日曜窓口が水曜夜間窓口が変わります。

- ・証明書発行（住民票など）、住民異動届（転入届など）などができます。
- ・開設日時は毎週水曜日午後5時15分～7時
※祝日・年末年始は除きます。



● 証明書のコンビニ交付サービスを始めます。

- ・利用時間は午前6時30分～午後11時
- ・マイナンバーカードを使います。
- ・市役所などの窓口より100円お得です。



☎ 市民課（内線116）

■診療可能な医療機関を電話で案内する相談窓口「救急安心センターぎふ」が始まります。

#7119 または ☎ **058-265-0009**

※9月30日までは救急医療情報センター（☎55-3799）で受け付けます。

☎ 保健センター（☎55-2010）

マイナポイントの申し込みは9月末まで



最大20,000円分のマイナポイントがもらえる

01

選択した決済サービスの
利用・チャージ額に応じて
最大5,000円分

02

健康保険証としての利用
申し込みで
7,500円分

03

公金受取口座の登録完了で
7,500円分

マイナポイントアプリからの申し込みがおすすめです。

※申し込み終了日は各決済サービスごとに異なります。

※申し込みには令和5年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。

申し込み方法の詳細は、総務省ホームページへ



☎ 市民課（内線116）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支 給付金の手続きはお済みですか

給付金の申請期限

令和5年10月31日(火)

対象の世帯には、8月中に案内を送付しています。10月31日(火)までに確認書または申請書をご返送ください。

対象世帯

令和5年6月1日時点で土岐市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※親族から扶養を受けている方は、給付の対象外となる場合があります。

支給額 1世帯あたり3万円

※支給は1世帯につき1回

詳しくは、市ホームページ(HP1006898)をご確認ください。



☎ 福祉課 (内線285)

出産・子育て応援ギフト ギフト内容が変わります

10月1日から出産・子育て応援ギフトが現金給付から
ぎふっこギフト(電子カタログギフト)になります。

ぎふっこギフトとは

1,000種類以上の商品から選ぶことができ、子育て関連の豊富なグッズや、家事代行、助産師によるケアなど育児を支援するサービスなどもあります。

ぎふっこギフトを受け取れる方

出産応援ギフト

10月1日以降に土岐市へ妊娠届出を提出し、面談を受けた女性

子育て応援ギフト

10月1日以降に出生した子どもを養育する方で、赤ちゃん訪問などで面談を受けた養育者

※給付内容は、5万円相当のまま変更はありません。

出産・子育て応援ギフトの詳細は、市ホームページ(HP1006238)をご確認ください。



☎ 保健センター (☎55-2010)

新型コロナワクチン 令和5年秋開始接種が始まります

対象 初回接種を完了した生後6カ月以上の全ての方

接種期間 令和5年9月20日(水)～令和6年3月31日(日)

ワクチン オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン(ファイザー社またはモデルナ社)

接種場所 市内医療機関(個別接種)

※接種可能な市内医療機関は、市ホームページまたは郵送する案内文書をご確認ください。

接種費用 無料

接種券 「令和5年度用接種券」をご使用ください。

- ・65歳以上の方、春接種対象の方のうち基礎疾患を有する方・医療従事者などに接種券を順次郵送しています。※令和5年春開始接種の対象者で春開始接種を受けなかった方には、再度接種券は郵送しません。お手元の接種券を使用してください。
- ・64歳以下の方(春開始接種対象者を除く)には案内を送ります。接種をご希望の場合は、市ホームページ内の申込フォームまたはコールセンターからお申し込みください。10月以降に接種券を郵送します。

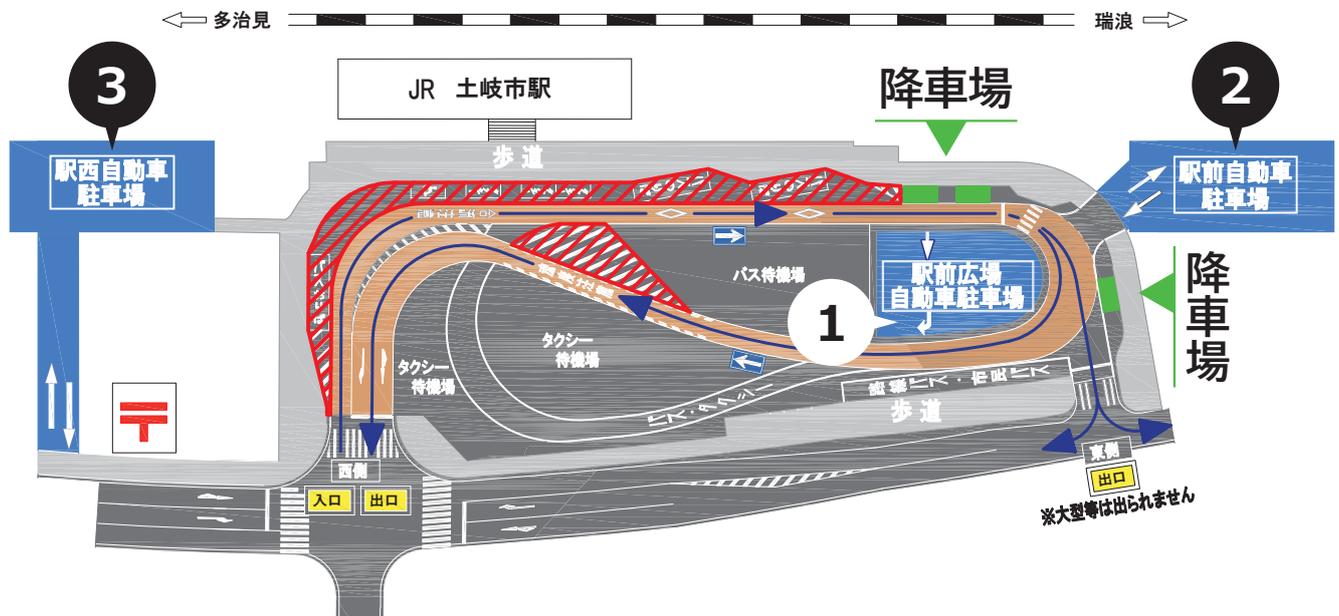
※この情報は、令和5年8月31日現在のものです。国の方針などにより変更する場合があります。最新の情報は、市ホームページ(HP1006702)でお知らせしています。



☎ 土岐市コールセンター (☎0800-200-7550)

駅前広場を安全に利用するためのお願い

駐停車禁止範囲で乗降者を行うと、
バスやタクシーの運行を妨げ、事故や渋滞の原因になり危険です。



3つのお願い

- お願い 1** の範囲は**駐停車禁止**です。利用者の安全のため、ご協力ください。
- お願い 2** 速やかに乗降できる場合は、**降車場**を利用してください。
- お願い 3** 送迎など速やかに乗降できない場合は**市営駐車場**を利用してください。

市営駐車場のご案内

駐車場	利用料金
1 駅前広場自動車駐車場	30分まで毎に200円 ※入庫から30分間は無料
2 駅前自動車駐車場	30分まで毎に50円 ※入庫から2時間は無料
3 駅西自動車駐車場	

※駐車台数などの詳細は、市ホームページ (HP1003768) をご確認ください。



中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ 各種融資・補助制度をご利用ください

☎ 産業振興課（内線311）

小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

対象 市内で1年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所（商業・サービス業については5人以下）

融資額 2,000万円以内

資金用途 運転資金、軽易な設備資金

返済期間 120カ月以内

利率 年0.8%（ほかに保証料0.5～2.2%が必要）※既借入などによっては融資が受けられない場合もあります。

申・問 市内の銀行・信用金庫の各支店または産業振興課（内線311）

勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るためのもので、東海労働金庫と提携した融資制度です。

対象 いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方（返済期日満了時に満75歳以下の方）

▷住宅資金融資制度

内容 1世帯1物件で、2,000万円以下（返済は35年以内）※金融機関からの融資の状況によって本制度を利用できないことがあります。

▷生活安定資金制度

内容 1世帯200万円以内（返済は15年以内）※自家用車取得や養育費など具体的な計画が必要です。

申・問 東海労働金庫可児支店（☎0120-60-8623）

小口融資等信用保証料助成制度

対象 各小口融資制度（①市小口 ②県小口 ③全国小口）を利用した方

助成額 融資実行の際に支払った信用保証料の額（上限50万円、100円未満切り捨て）

小規模事業者経営改善資金（マル経）利子補給制度

対象 日本政策金融公庫のマル経融資を利用した方

助成額 約定利息の1～12回目までに支払った利子の全額（100円未満切り捨て）

創業者支援補助制度

対象 市内で創業する方（創業後間もない方も含む）で、認定特定創業支援等事業^(※)を受講した方
※認定特定創業支援等事業…土岐商工会議所などが実施する創業関連セミナーなど、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目の知識を習得できる事業

▷創業者利子補給

対象 市小口融資、日本政策金融公庫の創業関係融資を受けて創業した方

補助額 利子の0.8%分を補助（年間限度額100万円）

補助期間 返済期間全体の3分の1、最長3年間

▷創業者家賃補助

対象 店舗などを賃貸し創業した方

補助額 月額家賃の30%×12月分（市が指定する区域は50%×12月分）※年間限度額100万円

補助期間 最長3年間

▷創業者店舗賃貸借促進補助

対象 創業者へ店舗・土地を貸与する方（所有者とは異なる場合があります）

補助額 対象店舗の固定資産税（都市計画税を含む）相当額の2分の1以内

補助期間 最長3年間

▷創業者出店補助

対象 家屋・土地を自ら取得して出店する方

補助額 対象店舗の固定資産税（都市計画税を含む）相当額の2分の1以内

補助期間 最長3年間（新築5年間）

広報とき アンケート調査にご協力をお願いします

広報ときをご愛読いただきありがとうございます。今後の紙面や市の広報活動をより良くするため、広報紙のアンケート調査を行います。設問は少なく簡単です。皆さんのご意見をお待ちしています。

回答期限 10月31日(火)

回答フォームは2次元コードから

☎ 秘書広報課広報広聴係（内線613）



織部ヒルズ陶器市(オータムフェア)

ぬくもりを感じる素朴な一皿から作り手の個性が光る作家物まで食卓を彩る素敵な器を豊富に取りそろえてお出迎え。暮らしを豊かにする生活雑貨やろくろ体験も用意してお待ちしています。隣接する道の駅「志野・織部」と一緒にイベントも開催します。

日時 10月28日(土)、29日(日)
午前10時～午後4時

場所 織部ヒルズ(土岐美濃焼卸商業団地)

☎ 協同組合土岐美濃焼卸センター
(☎55-1322)

道の駅 土岐美濃焼街道・どんぶり会館 25周年記念イベント

道の駅「土岐美濃焼街道・どんぶり会館」が開館から25周年を迎えるにあたり、記念イベントを開催します。ミニトンネル窯を使ったアクセサリ作りやみかんの詰め放題など楽しいイベントを計画中。ぜひお立ち寄りください。

日時 10月28日(土)、29日(日)
午前9時30分～午後4時(予定)

場所 道の駅「土岐美濃焼街道 どんぶり会館」、陶磁器試験場・セラテクノ土岐

☎ どんぶり会館(☎59-5611)

下石どえらあええ陶器祭り

「窯元めぐり」や「もろ板陶器市」などを開催します。町のあちこちにいる人気キャラクター「とっくりとっくん」に出会えるのも楽しみです。

日時 11月3日(金・祝)、4日(土)
午前9時～午後5時
(※4日は午後4時まで)

場所 とっくりグラウンド、下石町内窯元周辺

☎ 下石陶磁器工業協同組合事務局
(☎57-6101)

駄知どんぶりまつり2023

町内の窯元、商社による蔵出し販売のほか、クラフト作品、野菜や食品などのフリーマーケットも行います。古き良き昭和の町並み散策や煙突巡りがおすすめです。

日時 9月30日(土)、10月1日(日)
午前9時～午後5時
(※1日は午後4時まで)

場所 駄知町内窯元周辺

☎ だち窯やネット事務局 丹山窯
(☎59-4188)

秋の土岐市美濃焼大陶器市

市内の窯元、商社、陶芸家など約20事業者が出展する美濃焼大陶器市。人気商品から手作り品までたくさんの器からお気に入りの一品を見つけませんか。また、美濃焼お絵かき体験コーナーやガラガラ抽選会、和太鼓、土岐高山城戦国武将隊の演舞、キッズダンスなど盛りだくさんのイベントやキッチンカー、土岐市の物産品の出店もあり、ご家族で楽しめます。

日時 10月7日(土)、8日(日)
午前9時～午後5時

場所 イオンモール土岐

☎ 土岐市販売戦略等チャレンジ協議会
(☎54-1131)

第37回美濃焼伝統工芸品まつり

陶芸村での作家の展示販売や野点茶会を開催します。秋の行楽の日々を陶芸村で過ごしてみませんか。

日時 10月21日(土)、22日(日)
午前9時～午後4時

場所 美濃陶芸村

☎ 土岐市美濃焼伝統工芸品
まつり実行委員会
(☎55-5527)

このほかにもイベント多数
市ホームページのイベントカレンダーもご覧ください。



第11回土岐ふるさと塾

親子で学ぶ「土岐の自然」 曾木町ひやり谷
～恐竜時代にできた岩石の観察と石磨き体験～

日時 10月22日(日) 午後1時～4時
場所 曾木公民館(集合場所・学習)、ひやり谷(現地観察)
※曾木公民館からひやり谷まではバスで移動します。
定員 市内在住の小中学生とその保護者 20組程度
講師 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター研究員
申込 9月29日(金)までに、生涯学習課へ電話またはメールで
①お子さんの氏名(ふりがな) ②学校名 ③学年 ④保護者氏名(ふりがな)
⑤住所 ⑥電話番号をお知らせください。
※申込多数時は抽選
☎ 生涯学習課
(内線359、✉syogai@city.toki.lg.jp)

2次元コードからも
申し込みできます。



八幡神社の流鏝馬

流鏝馬は元和9年妻木城主妻木長門守家頼が、御旅所を造営し、馬一頭を献じたことに由来すると伝えられ、今年は400年の節目を迎えます。地元の小学5・6年生から選ばれた6人の子どもたちが、日本の在来馬である木曾馬にまたがり参道を駆け抜けます。また、馬上から弓を射る演武や花馬3頭の奉納などが行われます。

日時 10月8日(日) 午後1時～4時
場所 妻木八幡神社
☎ 土岐市流鏝馬行事保存会 妻木八幡神社 (☎57-6441)



市民大学講座で学ぼう

大学教授などその道の専門家を講師に招いて開く「市民大学講座」を全4回開講します。大学の講義が生で体験できる絶好の機会です。皆さんの参加をお待ちしています。

時間 午後7時～8時40分
場所 セラトピア土岐
対象 高校生以上の方
定員 各回120人(先着順)
申し込み 電話またはメールで生涯学習課へ申し込みください。
※メールの場合は、氏名、電話番号、希望講座名をご記入ください。

2次元コードからも
申し込みできます。



10月12日(木)
「最新科学が明かす脳のしくみ」 岐阜大学教授 志水泰武 先生
10月26日(木)
「光の宇宙と暗黒の宇宙」 名古屋大学総長 杉山直 先生
11月7日(火)
「天変地異の思想」 一橋大学大学院教授 若尾政希 先生
11月21日(火)
「読書って、こんなにいいことだったのか？」
東海学院大学教授 アンドリュー・デュアー 先生

☎ 生涯学習課 (内線363、✉syogai@city.toki.lg.jp)

令和6年4月採用 土岐市職員(保育職・調理員)を募集します

職種	採用予定人員	受験資格	初任給
保育職		<ul style="list-style-type: none"> 平成8年4月2日以降に生まれた方 保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を取得している方または令和6年3月31日までに取得する見込みの方 	167,100円
保育職 (社会人枠)	7人	<ul style="list-style-type: none"> 昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方 保育士および幼稚園教諭の両方の資格を取得している方 令和5年4月1日時点で、保育園・こども園・幼稚園において保育士・保育教諭・幼稚園教諭として3年以上同一事業所に継続して職務に従事した期間がある方 	167,100円
調理員	2人	<ul style="list-style-type: none"> 昭和53年4月2日以降に生まれた方 学校教育法に基づく高校(これと同等以上の学歴を含む)を卒業した方 	151,900円

※地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※初任給は受験資格より上位の学歴や民間などの職歴がある場合、一定基準により加算されます。(この数字は現行の額であり、法令などの改正により変更になる場合があります)

第1次試験

日時 11月12日(日) 午前9時~受付

会場 土岐市役所

内容 保育職：教養試験、適性検査

調理員：適性検査

※教養試験は、公務員試験に向けた準備をしていない方でも受験しやすい試験です。

合格発表 第1次試験の結果は11月下旬(予定)に受験者全員に通知します。

受験申込期間 10月10日(火)~27日(金)

第2、3次試験や申込方法などの詳細は、市ホームページ(HP1007147)をご確認ください。



☎ 人事課 (内線536)

事業所などの重大な消防法令違反の是正を実施中です

重大な消防法令違反の対象になる事業所とは

法令で義務付けられた消防用設備など(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備)が設置されていないものや機能に重大な支障があり、火災が発生した場合に人命などが著しく危険な状態になるおそれがある事業所などです。

重大な消防法令違反が解消されない場合は「違反対象物公表制度」により、建物の名称・住所、違反の内容を消防本部のホームページで公表し、建物を利用する方が違反の状況を確認できるようにしています。

重大な消防法令違反の大半は、

「無届による増築・接続、用途変更」

が発生しています。

〈事例〉

- 1 建物を増築した又は中2階を造った
- 2 建物と建物を渡り廊下や屋根で接続した
- 3 内装工事をした
- 4 防犯のため、窓に格子を取り付けた
- 5 違う用途のテナントが入店した など

新たに消防用設備などの設置義務が生じる場合は事前に消防本部へお問い合わせください。

☎ 消防本部 (☎5413129)

浄化槽で暮らしの水をきれいに -10月1日は「浄化槽の日」-

浄化槽 暮らし潤す 水守る (第36回浄化槽の日標語)

私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。

■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、「浄化槽設置届出書(通知書)」を提出する必要があります。

■浄化槽の設置補助

公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助しています。(予算上限あり) 補助を受けるには、対象地域や建物用途などの要件を満たす必要があります。設置を検討している方は、設置工事前に上下水道課へご相談ください。

■浄化槽の維持管理の3つの義務

- 義務① 「保守点検」
- 義務② 「清掃」
- 義務③ 「法定検査」

法律で3つの義務を定期的に行うことが定められています。

※3つの義務を個々に契約する手間がなく、かつ料金も割引される「らくらく一括契約」(らくらく協議会・☎05812761030

6) という制度もあります。

■浄化槽の廃止・撤去

建物解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず浄化槽の最終清掃(定期清掃ではありません)を実施した後に撤去し、「浄化槽使用廃止届出書」をご提出ください。

※最終清掃を行わずに汚泥などを地下浸透させたり、河川などへ放棄したりした場合、**不法投棄による処罰の対象**になります。

■浄化槽の休止・再開制度

長期間使用しないなどで浄化槽を休止したいときは、使用休止のための清掃を実施した後、「浄化槽使用休止届出書」をご提出ください。

※休止期間は保守点検、清掃および定期検査の義務が免除されます。 ※再開するときは、保守点検を実施した後、「浄化槽使用再開届出書」をご提出ください。

☎ 上下水道課 (内線336)

9月20日～26日は 動物愛護週間

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適正な飼育について、皆さんの関心と理解を深めるためにあります。この機会に身近にいる動物について考えてみましょう。

犬の飼い主さんへ

- 愛犬の登録をしましょう
- 狂犬病予防注射をしましょう
- トイレマナーを守りましょう
- 犬の行動に責任を持ちましょう



猫の飼い主さんへ

- 屋内飼育をしましょう
- 首輪と名札を付けましょう
- 繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう
- 飼育できない猫への安易な餌やりはやめましょう



狂犬病の予防注射はお済みですか

今年度の狂犬病予防注射の接種確認ができていない飼い主の方に、東濃西部広域行政事務組合から10月中に「狂犬病予防注射のお知らせ(再通知)」のはがきを送られます。このお知らせが届いた方は、該当する項目に従って手続きをしてください。

予防注射が済んでいない

はがきと愛犬登録証を持って、動物病院で予防注射を受け、注射済票の交付申請(手数料550円)をしてください。

愛犬が亡くなったが、手続きが済んでいない

はがきの「犬の死亡(抹消)届」欄に必要な事項を記入し返送してください(切手不要)。または鑑札および注射済票を持って、生活環境課または支所で死亡の手続きをしてください。 予防注射は済んだが、注射済票の交付申請が済んでいない

はがきと愛犬登録証、動物病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持って、生活環境課または支所で注射済票の交付申請(手数料550円)をしてください。

※はがきに心当たりのない方は、東濃西部広域行政事務組合(☎22-7150)にご連絡ください。

☎ 生活環境課 (内線178)